

目 次
(第 3 部 原子力災害対策計画)

第1編	総則		1
	第 1 章	計画の目的・方針	1
		第 1 節	計画の目的
		第 2 節	計画の性格及び基本方針
		第 3 節	計画の構成
		第 4 節	災害の想定
		第 5 節	緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準
		第 6 節	市地域防災計画の作成又は修正
		第 7 節	今後の検討課題について
	第 2 章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	33
		第 1 節	実施責任
		第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱
第 2 編	災害予防		37
	第 1 章	放射性物質災害予防対策	37
		第 1 節	放射線防護資機材等の整備
		第 2 節	放射線防護資機材等の保有状況等の把握
		第 3 節	原子力災害に対応する医療機関の把握
		第 4 節	災害に関する知識の習得及び訓練等
	第 2 章	原子力災害予防対策	38
		第 1 節	情報の収集・連絡体制等の整備
		第 2 節	原子力防災に係る専門家との連携
		第 3 節	防災対策の実施
		第 4 節	避難所等の確保
		第 5 節	環境放射線モニタリングの実施等
		第 6 節	緊急輸送体制の確保
		第 7 節	健康被害防止に係る整備
		第 8 節	風評被害対策
		第 9 節	市民等への的確な情報伝達体制の整備
		第 1 0 節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発
		第 1 1 節	原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施
		第 1 2 節	県外からの避難者の受入に関する事前調整
第 3 編	災害応急対策		42
	第 1 章	活動態勢（江南市における組織の動員配備）	42
		第 1 節	災害対策本部の設置・運営
		第 2 節	原子力防災業務関係者の安全確保
		第 3 節	職員の派遣要請
	第 2 章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	46
		第 1 節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
		第 2 節	警戒区域の設定及び住民等の立ち入り制限、避難誘導等の措置
		第 3 節	消防活動（消火・救助・救急）
		第 4 節	広報活動の実施
		第 5 節	交通の確保
		第 6 節	医療関係活動
	第 3 章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	49
		第 1 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
		第 2 節	専門的知識を有する職員の派遣要請
		第 3 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
		第 4 節	原子力災害合同対策協議会への出席
		第 5 節	市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示
		第 6 節	市民等への的確な情報伝達
		第 7 節	医療関係活動
		第 8 節	消防活動（消火・救助・救急）
		第 9 節	自衛隊への災害派遣要請等
		第 1 0 節	汚染された食品等の流通防止
		第 1 1 節	交通の確保
		第 1 2 節	輻輳対策

	第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策		54
		第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	55
		第2節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	55
		第3節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	56
		第4節	市民等への的確な情報伝達	56
		第5節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	56
		第6節	医療関係活動	57
		第7節	放射性物質による汚染の除去への協力	57
		第8節	緊急輸送・交通の確保	58
		第9節	飲料水・食品等の摂取制限等	58
		第10節	治安の確保	59
		第11節	風評被害等の影響の軽減	59
		第12節	輻輳対策	59
		第13節	市外からの避難者の受入れ	59
第4編	災害復旧			61
		第1節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	61
		第2節	放射性物質による汚染の除去への協力	61
		第3節	各種制限措置の解除	61
		第4節	心身の健康相談の実施	62
		第5節	風評被害等の影響の軽減	62
		第6節	復旧・復興事業からの暴力団排除	62
		第7節	災害地域に係る記録等の作成	62